

2026 年 7 月 21 日
総合戦略会議 承認

1. 目的

このガイドラインは、東京外国語大学オープンバッジ発行に関する規程（令和 8 年規則第 45 号）第 7 条に基づき、東京外国語大学（以下「本学」という）が発行するオープンバッジのデザインにおける統一的な基準を定めることで、本学のブランド価値の維持・向上を図るとともに、発行目的やプログラム等の多様性に応じた柔軟な運用を可能にすることを目的とする。

2. デザインの標準案

本学が発行するオープンバッジのデザインの基本として、別図の標準案を定める。

バッジの作成にあたっては、この標準案をそのまま活用すること、または各プログラム等の特色に応じて独自のオリジナルデザインを作成することのいずれも可能とする。

3. 標準案によりがたい場合の個別デザイン

各プログラム等のアイデンティティや特色を最大限に表現できるよう、標準案を使用しない場合は各プログラム等の責任において、自由度の高いデザインを作成・運用することを認める。

ただし、本学が発行する正式なバッジとしての信頼性とブランド価値を担保するため、以下の最低限のルールを厳守しなければならない。

- (1) デザイン内には、「国立大学法人東京外国語大学」、「東京外国語大学」、「Tokyo University of Foreign Studies」もしくは「TUFS」の文字を明示、あるいは組み合わせて明示すること。また、本学のロゴマーク（本学のビジュアル・アイデンティティ・ガイドラインに準拠するもの）を視覚的に認識できる範囲で必要に応じて組み込むこと。
- (2) 意匠の都合上、デザイン内に大学名やロゴマークを含めることが困難な場合は、バッジ名またはメタデータ内に必ず「国立大学法人東京外国語大学」、「東京外国語大学」もしくは「Tokyo University of Foreign Studies」のいずれかの名称を含めるものとする。
- (3) どのプログラム等のバッジであるかが一目で判別できる、あるいはそれを容易に連想できる文字、記号、またはモチーフを配置するものとする。
- (4) スマートフォンや PC の画面上における縮小表示（例：40px × 40px 程度）を想定し、縮小された際にも文字の潰れや視認性の低下が生じないよう、配色や文字サイズ等に十分配慮した設計を行わなければならない。
- (5) 第三者が有する著作権、商標権、肖像権その他の権利を侵害する、またはそのおそれがある画像、イラスト、フォント等は使用してはならない。
- (6) 本学のブランドイメージを著しく損なうデザイン、および公序良俗に反するデザインの設計を行ってはならない。

別図

